

指定構造計算適合性判定機関の委任にかかる事務処理要綱

平成27年7月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、島根県知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の委任に関して必要な事項を定めるものである。

(委任基準)

第2条 委任の基準は、別に定める島根県指定構造計算適合性判定機関委任基準（以下「委任基準」という。）に適合するものとする。

(委任の申請等)

第3条 法第18条の2第1項に基づく知事の委任（以下「委任」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事に対し、委任を求めなければならない。

2 前項の委任を求める手続きは、次のとおりとする。

(1) 島根県指定構造計算適合性判定委任申請書（別記第1号様式）に次に定める書類を添付し、知事へ申請するものとする。なお、島根県知事が指定した判定機関は次に定める書類の添付は要しないものとする。

ア 構造計算適合性判定機関の指定を受けたことを証する書面

イ 構造計算適合性判定業務規程の認可を受けたことを証する書面

ウ 構造計算適合性判定業務に係る手数料が確認できる書面

(委任の通知)

第4条 知事は前条の申請があった場合には委任基準に適合するかどうかの審査を行い、委任基準に適合すると認められるときは、委任を決定し、申請者に対し委任状（別記第2号様式）を交付するものとする。

(委任しない旨の通知)

第5条 知事は、前条の審査の結果、委任基準に適合しない場合には、委任しない旨の通知書（別記第3号様式）により申請者に対し通知するものとする。

(委任の更新)

第6条 第4条による委任を受けた者（以下「受任者」という。）が法第77条の35の7に定める指定の更新を受けた場合は、委任についても更新されたものとみなす。

(委任の解除)

第7条 知事は、委任基準に適合しないことが判明した場合等には委任を解除することとし、受任者に対し、委任解除通知書(別記様式第4号様式)により通知するものとする。

2 受任者は、前項の規定による通知を受けたときは、委任期間が経過した後、遅滞なく委任状を返納するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

第1条 この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

別記第 1 号様式

島根県構造計算適合性判定委任申請書

平成 27 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定による構造計算適合性判定を行いたいので、島根県知事の委任を求めます。

1. 指定権者、指定年月日及び指定番号
2. 委任を受けようとする業務区域
3. 委任を受けようとする判定業務
4. 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
5. 構造計算適合性判定の業務を開始しようとする年月日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
 - 3 氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。
 - 4 指定構造計算適合性判定機関の委任に係る事務処理要綱第 3 条第 2 項に掲げる書類を添付すること。

別記第2号様式

第 号

様

指定構造計算適合性判定機関については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により次のとおり構造計算適合性判定を委任します。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 委任番号
- 2 指定構造計算適合性判定機関の名称
- 3 指定構造計算適合性判定機関の住所
- 4 業務区域
- 5 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
- 6 構造計算適合性判定の業務
- 7 構造計算適合性判定の業務の開始の日

別記第3号様式

第 号

委任しない旨の通知書

様

年 月 日付けで申請のありました、建築基準法第18条の2第1項に基づ
く島根県知事の委任については、委任しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 印

(委任できない理由)

別記第4号様式

第 号

委任解除通知書

様

年 月 日付け第 号で委任した建築基準法第18条の2第1項に基づく構造計算適合性判定については、年 月 日付けで委任を解除しますので、通知します。

年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 印

(委任を解除する理由)